

短期入所事業かつぼ園 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡東山福祉会（以下「事業者」という。）が開設する短期入所事業かつぼ園（以下「事業所」という。）が適正な運営を確保するために人員、設備及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、居宅における生活に一時的に支障が生じた者に対し適正な短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）及び介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所サービス」という。）の提供することを目的とする。

（短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針）

第2条 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- （1） 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- （2） 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。
- （3） 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （4） 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第22号）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- （1） 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の自立を支援し、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。
- （2） 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所生活介護サービスの提供に努めるものとする。
- （3） 介護予防支援事業者、関係市、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接に連携し、効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- （4） 前項のほか、「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する

る基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第19号)その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営)

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 短期入所事業かつぼ園
- (2) 事業所の所在地 長岡市加津保町1695番地2

(入所者の定員)

第5条 事業所の利用定員は次の通りとする。

- (1) 併設利用型 20名
- (2) 空床利用型 特別養護老人ホームかつぼ園の定員104名以内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、新潟県条例で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤・兼務)
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険サービス、保険医療サービス及び福祉サービスの提供者等との連絡、調整を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務)
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 7名以上(常勤)
利用者の介護、自立的な日常生活を営むために適切な介助を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上(常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務)
利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名以上(常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務)

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(設備及び備品等)

第7条 事業所は、法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容)

第8条 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味と教養または娯楽に係る機会の提供、送迎とし、サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
- (2) 居宅介護支援事業者等と連携を図り、利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して利用する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画等を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 職員は、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

2 介護予防短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味と教養または娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 主治医または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画等を作成し、その目標を設定し、

計画的に行うものとする。

- (3) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- (4) 職員は、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長岡市及び見附市とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告127号）」に定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が介護保険法に定める給付制限を受けている場合は、当該給付制限の内容に従うこととする。

2 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用

1日あたり 1,755円

ただし、朝食505円、昼食635円、夕食615円とし、1食単位で費用の支払いを受ける。

- (2) 滞在に要する費用 1日あたり 915円

ただし(1)(2)に関しては、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されてある負担額とする。

- (3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用 実費

- (4) 理美容代 実費

- (5) 個人専用の家電製品の電気料金 1品目につき40円（日額）

- (6) 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

- ア 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
- イ 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用 実費
- ウ 医療処置に関わる器具等を要した場合の費用 実費
- 3 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスは、次の各号に掲げるキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。
- (1) 利用予定日の当日 8 時 30 分までに連絡を受けた場合 無料
- (2) 利用予定日の当日 8 時 30 分以降に連絡を受けた場合 1 日の介護度別基本利用料の 1 割の額
- 4 サービス利用日当日の 10 時 00 分以降に利用が中止となった場合は、第 2 項第 1 号に掲げる食事の提供に要する費用の支払いを受けることができるものとする。
- 5 前第 1 項から第 3 項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者または家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- ただし、第 2 項第 1 号及び第 2 号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。
- 6 第 2 項第 1 号及び第 2 号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者または家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者の承認を得なければならない。
- (2) 利用前に心身の状態に変化がみられた場合は事前に事業所へ連絡すること。
- (3) 利用者の健康状態によってはサービス提供を中止する場合があること。
- (4) 指定の物品について持参すること。また紛失しないように氏名を記載する等注意すること。
- (5) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、管理者が、利用者またはその家族からの申し出により、管理者が責任を持って管理することができる。
- 2 前項第 5 号の規定により、管理者が利用者の所持金その他貴重品を管理することとなった場合、管理者は善良な注意義務を持って管理しなければならない。

(禁止事項)

第 12 条 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 事業所内において政治活動、宗教活動を行うこと。
- (2) 事業所内に危険物を持ち込むこと。
- (3) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙または飲酒すること。
- (4) 指定された場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- (5) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (6) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させまた原状に回復させることができるものとする。

(緊急時等の対応)

第14条 職員は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

2 管理者または防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域、消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期するものとする。

3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第16条 事業者は、職員の清潔及び健康保持状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行うものとする。

2 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

3 事業者は感染症が発生、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修会並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するものとする。

(秘密の保持)

第17条 職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び情報を漏らさない。また、この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 事業者は、前項に定める者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を用いる場合は、当該利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情等への対応)

第18条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情内容を記録しなければならない。
- 3 利用者または家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事故が発生した場合には、速やかに関係市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 3 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者等(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとし調査に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第21条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第22条 職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 職員の研修を次のとおり実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用時に実施

(2) 継続研修 年3回以上実施

3 事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者 を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講 じなければならない。

(記録の整備)

第23条 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から事務処理規程及び個人情報に関する文章等管理規程に基づいた年数を保存するものとする。

(1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画

(2) 提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

(4) 利用者に関する市への報告等の記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に対するその後の対応の記録

(地域との連携)

第24条 事業者は、地域住民またはボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(掲示)

第25条 事業者は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・利用者その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示するものとする。

(その他規程等)

第26条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営管理に関して必要な事項は、事業所の管理者が別に定めるものとする。

附 則 この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この運営規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この運営規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月18日)

この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日)

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月25日)

この運営規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日)

この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日)

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、利用料その他の費用の額に係る改正は、平成27年8月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月25日)

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月27日)

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日)

この運営規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月19日)

この運営規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日)

この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、居住費に係る改正は令和1年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月8日)

この運営規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日)

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日)

1 この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし居住費に係る改正は令和6年8月1日から施行する。